

機密保持レベル D

退会に関する規定

1. 目的

定款第 14 条による退会及び定款第 15 条による除名に関し、その手続きについて明確化する。

2. 自発的意思による退会

会員は、所定の様式（運用マニュアル M-12）に従った退会届を提出することにより、いつでも退会できる。

3. 自発的意思以外の事由による退会

次の場合は理事会の議決によって退会とすることができる。

- ①正会員、賛助会員、準会員が会費を納入せず、催促後なお 1 年以上会費を納入しないとき
- ②本会と会員との間で、手紙、電話、Eメール等による連絡が取れなくなり、1 年を越えたとき
- ③総社員が同意したとき
- ④死亡または解散
- ⑤破産手続又は民事再生手続、その他一切の法的倒産手続開始の申立がなされたとき

4. 除名による退会

定款第 15 条に相当するときは、社員総会の開催の日から一週間前までに当該会員に通告した上で社員総会の議決により除名することが出来る。除名処分が決定した会員にはその旨連絡するとともに、会員名と除名理由について全会員に連絡し、本会ホームページで会員以外にも公開する。

制定：平成 25 年 2 月 27 日